

地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大

2023年9月8日

資源エネルギー庁

地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大

- 再エネについては、地域との共生を前提に、導入目標（2030年度36～38%）に向けて最大限導入していくことが基本方針であり、再エネ特措法の改正を含めた事業規律の強化の取組を進めているところ。

（１）改正再エネ特措法に基づく対応等【前回会合までに御報告した論点】

- 地域と共生した再エネ導入のための事業規律の強化に向けて、GX脱炭素電源法により再エネ特措法を改正。説明会の開催などの周辺地域の住民への事前周知をFIT/FIP認定要件とするとともに、違反状況の早期解消に向けた措置（FIT/FIP交付金の一時停止）などを盛り込んでいる。
- 2024年4月の施行に向けて、関係審議会（再エネ長期電源化・地域共生WG）において、自治体・事業者団体へのヒアリング等を重ねつつ、説明会の要件等の詳細設計を進めており、本年秋頃に取りまとめ予定。その後、施行に向けて、自治体等への徹底した周知を行っていく方針。
- また、法施行を待たずに、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可（※）については、FIT/FIP認定申請要件とする手続厳格化を行う。パブリックコメント等の手続を実施したところであり、本年10月1日に改正省令を施行予定。

（※）①森林法の林地開発許可、②宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、③砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）の許可

（２）事業規律の強化に当たっての執行体制の充実【今回御報告させていただく論点①】

- 事業規律の強化に当たっては、再エネ特措法の執行・運用を行う体制の強化や、不適切案件の早期把握のためのデータ活用等にも取り組む必要がある。こうした取組に関する措置について、経済産業省における令和6年度概算要求に盛り込んでおり、その内容等を御報告させていただく。

地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大

（３）再エネ設備の廃棄・リサイクルへの対応【今回御報告させていただく論点②】

- 再エネ発電設備の適正な導入・管理のあり方を検討するため、本年４月以降、関係省庁が共同で検討会（再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会）を開催。これまでの会合の中で、太陽光発電設備の大量廃棄に向けた計画的な対応などの論点について、事業者等へのヒアリングを重ねているところであるが、更なる検討を経て、年内目途に今後の方向性について結論を得る予定。
- こうした中、第５回会合（８月９日）では、太陽光パネルについて、情報提供すべき含有物質情報の内容について整理するとともに、再エネ特措法の新規認定申請時に含有物質情報の提供を求めるなどの具体的な対応方針を整理した。この点については、本年秋を目途に再エネ特措法の省令改正を行う予定であり、その内容を御報告させていただく。

1. 事業規律の強化に当たっての執行体制の充実

2. 再エネ設備の廃棄・リサイクルへの対応

事業規律の強化に当たっての執行体制の充実

- 改正再エネ特措法（2024年4月施行）では、説明会の開催などの周辺地域の住民への事前周知をFIT/FIP認定要件とすることとしているほか、法改正を待たずに、本年10月以降、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可については、FIT/FIP認定申請要件とするなど、再エネの地域との共生に向けて事業規律を強化する。
- これに伴って増加する認定審査への対応や、不適切案件への対応を強化する観点から、執行体制の充実を図っていく。これと併せて、
 - 不適切案件に対する現地調査等を強化するための執行体制を新たに構築する予算を要求（令和6年度概算要求額6.6億円の内数）。
 - 不適切案件に対する立入検査や処分をより効率的かつ効果的に行うために、環境省のデータベース（EADAS）の地図情報を活用するなど、関係省庁や自治体と連携して再エネ特措法のシステムの利活用を拡大し、設備の危険度などから優先的に対応すべき案件の絞り込みを実施

【不適切案件の現地調査等の強化】

執行体制の強化

- ・調査結果分析
- ・違反事案の洗い出し
- ・事業者に対するヒアリング
- ・行政処分等の実施 等

- ・全国規模での**不適切案件の実態調査**
- ・違反事案に対する**関係行政機関への通報**
- ・電気事業法違反の可能性がある事業者への**立入検査**

【不適切案件の絞り込み】

再エネ業務管理システム

- ・地図情報（EADAS等）
- ・自治体システム
- ・衛星写真 との連携

- ・EADAS等の**地図情報と再エネ業務管理システムとの連携**
- ・**自治体連携システムの機能拡充**による連携強化
- ・**衛星写真等を利用**した不適切案件の調査実証



不適切案件への対応を強化し、
地域共生を図る

関係法令を遵守していない
疑いのある再エネ設備



再生可能エネルギー事業規律強化事業

令和6年度概算要求額 **6.6億円（新規）**

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
産業保安グループ電力安全課

事業の内容

事業目的

FIT制度等の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は高まっている。これまで法令違反等が疑われる案件について発電指導者に適切な指導を行っているものの、未だ地域の懸念は払拭されていない。

そのため、改正再エネ特措法の施行により、事業規律強化に係る体制を構築し、適切な処分を行う等により、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を促進することを目的とする。

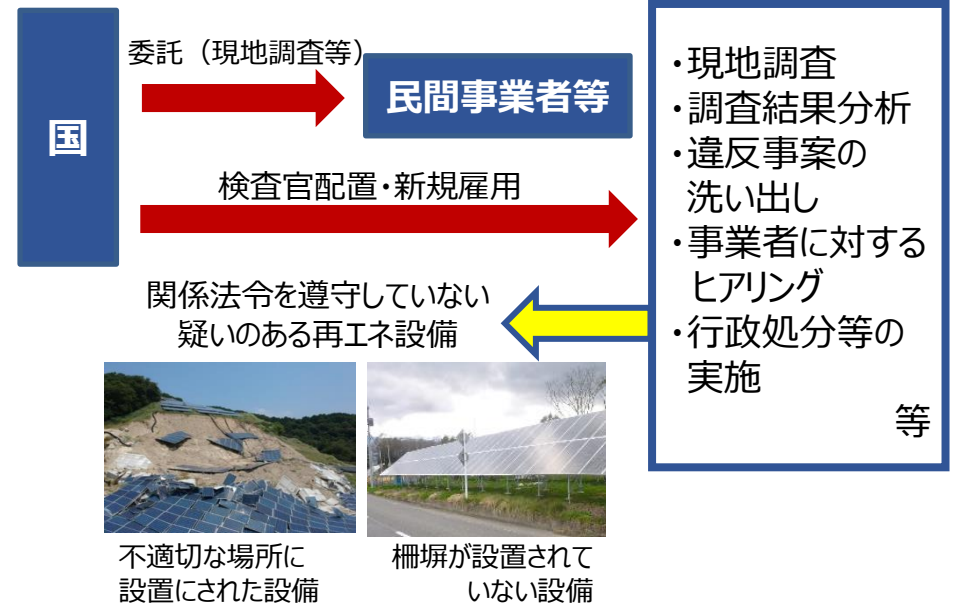
事業概要

地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、以下の取組を行う。

再生可能エネルギー発電設備の現地調査等を行い、把握した情報について、再エネ特措法に基づく認定計画の内容や条例を含む各種法令状況等と照合の上、調査分析し、再エネ特措法における事業規律違反や、関係法令違反が疑われる案件の洗い出しを行う。

現時点で違反を把握している案件に加え、上記の現地調査等によって違反の実態を確認した案件についても、経産局、保安監督部、関係省庁、自治体に対しプッシュ型で情報提供を行い、関係法令の処分を行うとともに、再エネ特措法上のFIT/FIP交付金の一時停止などの処分を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現を目指す。

1. 事業規律の強化に当たっての執行体制の充実

2. 再エネ設備の廃棄・リサイクルへの対応

- 今後排出の増加が見込まれる太陽光パネルをはじめとする再エネ発電設備のリサイクル・適正処理に関する対応の強化に向け、制度的対応も含めた具体的な方策について検討することを目的として、環境省・経済産業省共同事務局の有識者検討会を立ち上げ、本年4月以降、これまでに合計5回の会合を開催。
- これまでの会合の中で、太陽光発電設備の大量廃棄に向けた計画的な対応などの論点について、事業者等へのヒアリングや議論を重ねているところであるが、更なる検討を経て、年内目途に今後の方向性について結論を得る予定。

委員名	所属
高村 ゆかり	東京大学 未来ビジョン研究センター 教授
青木 裕佳子	（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 理事
飯田 誠	東京大学 先端科学技術研究センター 特任准教授
大関 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所再生可能エネルギー研究センター 太陽光システムチーム 研究チーム長
大塚 直	早稲田大学 法学学術院 教授
桑原 聡子	外苑法律事務所 パートナー弁護士
神山 智美	富山大学 経済学部 経営法学科 教授
所 千晴	早稲田大学 理工学術院 教授／東京大学大学院 工学系研究科 教授
村上 進亮	東京大学大学院 工学系研究科 教授
吉田 綾	国立研究開発法人 国立環境研究所 主任研究員

オブザーバー
山梨県、福岡県、（一社）太陽光発電協会、（一社）日本風力発電協会、（一社）日本小形風力発電協会、（公社）全国解体工事業団体連合会、（公社）全国産業資源循環連合会、ガラス再資源化協議会

(参考) 再エネ発電設備の廃棄・リサイクルに関するこれまでの取組と今後の方向性

第1回再エネ発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する
検討会（2023年4月24日）資料2を一部修正

これまでの取組

- 再エネ特措法の認定基準として、発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であることを求めている。これに基づき、事業計画策定ガイドラインにおいても、計画的な廃棄等費用の確保と事業終了後の関係法令を遵守した上での撤去及び処分を求めている。
- 太陽光については、2020年6月に成立したエネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法に基づき、2022年7月から、10kW以上の事業用太陽光発電設備について原則外部積立を行う積立制度により費用を担保。
- 各地方の経済産業局や自治体を通じ、事業用・家庭用のパンフレット等により廃棄について周知を実施。
- 太陽光パネルについては、NEDOを通じ、リサイクルの高度化・低コスト化に向けた研究開発を行っている。

今後の方向性

- 今国会に提出した再エネ特措法の改正法案において、
 - ① 関係法令に違反する事業者に対しては、関係省庁・自治体で連携し、速やかにFIT・FIP交付金による支援を一時停止することとしており、こうした制度を厳格に運用することを通じ、違反の解消又は適切な廃棄等を促す。
 - ② また、既存再エネの有効活用の観点からは、地域との共生と適切な廃棄を大前提に、太陽光の出力増強・更新時のルールを見直すこととしており、長期電源化に向けた取組を進めていく。
- 太陽光発電については、
 - ① パネル含有物質の情報提供を再エネ特措法の認定基準に追加する等の検討をするとともに、
 - ② 事業廃止後の使用済太陽光パネルの安全な引渡し・リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や、必要に応じて義務的リサイクル制度の活用も含め検討する。
- 風力発電については、
 - ① 今後導入が進む大型風力のブレード等のリサイクル技術開発の動向を把握し、必要な検討を行うとともに、
 - ② 小形風車については、事業や廃棄の実態も踏まえ、適切な廃棄に当たって必要となる措置について検討する。
- また、中小水力・バイオマス・地熱についても現状を分析し、必要な検討を行っていく。

(参考) 再エネ発電設備の廃棄・リサイクルに関する課題と方向性

第1回再エネ発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する
検討会（2023年4月24日）資料2を一部修正

＜想定される課題と方向性＞

①含有物質の情報提供について

現状、FIT制度導入前～FIT初期の家庭用太陽光パネルや、災害や故障によって排出される太陽光パネルが実際に廃棄・リサイクルされているが、廃棄物処理事業者等から廃棄パネルの引き取りを断られる等の事例がある。

主な要因として、太陽光パネルの含有物質が不明、含有物質の分析のコストが相対的に高いなどが挙げられる

➡パネル含有物質の情報提供を再エネ特措法の省令改正により認定基準に追加する等の対応が必要ではないか。

②不適切な管理・放置への対策について

事業実施にあたり適切に管理されていない発電設備や太陽光パネルの放置についても地域からの不安や懸念の声が寄せられている。
今後の懸念として、災害・事故等をきっかけに放置されることや、適切な事業継承や廃止措置が行われないことなども想定される。

➡住宅用・事業用それぞれの管理から廃棄までの課題を踏まえた適切な取扱いについて検討するべきではないか。

➡発電事業者の責任を前提としつつ、適正な処理を実施するための制度的対応も含め検討するべきではないか。

③リサイクルについて

太陽光パネルのリサイクルコストが依然として高いことから、太陽光パネルの最終処分量の減容化や資源循環経済への移行のためリサイクルを促す観点から課題となっている。

再資源化にあたっては、アンチモン等の含有物質によるリサイクル先での懸念や技術的課題も存在。

➡リサイクルコスト低減に向けた技術的・制度的支援や、必要に応じて義務的リサイクル制度の活用に向けた実態把握・検討が必要ではないか。さらに、ガラスの再資源化等のリサイクル後の用途についても検討が必要ではないか。

太陽光パネルの含有物質情報の提供（総論）

第5回再エネ発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する
検討会（2023年8月9日）資料2を一部修正

- ヒアリングの結果、太陽光パネルの廃棄・リサイクルに際し、関係事業者において有用であるとされる情報は、以下の4つに分類可能と考えられる。
 - ① 共通事項 ：メーカー名、製造期間、鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質の含有情報※1
 - ② 最終処分業者 ：含有物質の溶出試験結果※2
 - ③ 板ガラスメーカー：アンチモン等のガラスの組成情報※3
 - ④ リサイクル事業者：有価金属の含有量※4
 - ※1 リサイクル事業者、最終処分事業者が共通して有用であると指摘があった情報。
 - ※2 最終処分場の管理上の問題から、受入に際して、破碎の条件等を踏まえた上で含有物質の溶出試験結果が必要とされている。
 - ※3 板ガラスメーカーから、①の情報に加えて、板ガラス向けのリサイクルの可否の判断を容易にさせる情報との指摘。
 - ※4 リサイクル事業者から、リサイクルビジネスの採算性の判断を容易にさせる情報との指摘。
- こうした状況を踏まえ、情報提供すべき含有物質情報の内容について整理するとともに、将来におけるメーカー不在等により含有物質情報の入手が難しくなり、廃棄時に認定事業者等から処理事業者への廃棄物情報の提供ができなくなってしまうことを防ぎつつ、個別に調査をさせることによる過度の社会コストの発生や関係事業者の負担を抑制するため、次の論点についても御議論いただきたい。
 - ① 再エネ特措法の新規認定申請時に太陽光パネルの含有物質情報の提供を求める具体的な対応
 - ② 再エネ特措法に基づく既認定の再エネ発電事業に係る太陽光パネルを含めて、データベース化を行い処分業者等にも情報共有を容易にする仕組み

太陽光パネルの含有物質情報の提供（含有物質情報の内容）

第5回再エネ発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する
検討会（2023年8月9日）資料2を抜粋

①メーカー名、製造期間、鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質の含有情報

- 鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質については、いずれも化学物質排出把握管理促進法における第1種指定化学物質や、最終処分場の維持管理に係る基準（※）における排水基準や地下水等検査項目等に規定されている物質のうち、太陽光パネルに含まれる可能性の高い物質である。

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

- 化学物質排出把握管理促進法においては、特定第1種指定化学物質の含有率の閾値を0.1wt%以上と定められており、業界団体で策定されているガイドラインにおいても、含有率が0.1wt%を超える場合に、情報の表示がされるよう、策定・運用されている。
- メーカー名は従前より、再エネ特措法の認定事業者に対して認定情報として登録を義務づけていた情報であるが製造期間（※）についても、適切な廃棄に資する情報である上、リユースの判断等にも資する情報である。

※太陽光パネルメーカーでは製造年月日情報を個別購入者毎に開示や管理等はしておらず、当該型式をいつからいつまでに製造していたかという製造期間は開示が可能であるとのことであった。

②含有物質の溶出試験結果

- 含有物質の溶出量は破碎条件等により変わるため、発電事業者やパネルメーカー等に予め溶出試験を求めたとしても、最終処分場の受入前に再度溶出試験が必要となる。
- このため、事前情報提供を求める事項とするのではなく、廃棄物受け入れに際して溶出試験が必要であることなどを発電事業者等に周知徹底していくことが重要ではないか。

太陽光パネルの含有物質情報の提供（含有物質情報の内容）

第5回再エネ発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する
検討会（2023年8月9日）資料2を抜粋

③アンチモン等のガラスの組成情報について

- ガラスのリサイクルの用途には、グラスウール、路盤材、板ガラスなど多様な用途があり、引き続き太陽光パネルに用いられるガラスにおいても、様々な用途について追求していく必要がある。
- こうした中で、アンチモンについては、ガラスメーカーからは、板ガラスでは製造量の多いフロート法において発色する課題がある等の意見があり、その他の再資源化事業者からも、再生品における影響について、懸念の声がある状況。
- こうした点から、例えば、板ガラスへのリサイクルを促進するためにアンチモンによる発色を防止する技術について技術開発を進めるなど、ガラスリサイクルを支援するアプローチが考えられる。
- 一方で、パネルメーカーからは、同一型式でも異なるガラスメーカーの製品を使用することがあり、ガラスメーカーから組成情報の提供も受けていないため、ガラス組成情報の提供は現実的に難しいとの意見もあった。また、アンチモンについては、「特定第1種指定化学物質」には該当せず、管理型最終処分場の維持管理に係る基準の項目に含まれる物質ではない。
- 以上を踏まえ、アンチモンについては、表示を義務化するのではなく、表示推奨事項としつつ、多様な用途のガラスリサイクルを促進するため、技術開発等の状況等を引き続きフォローすることが適切ではないか。
- また、ガラスメーカーからは、アンチモン以外のガラス組成情報もあれば、板ガラス向けリサイクルの可否が判断しやすいとの意見もあった。
- こうしたことから、アンチモン以外のガラスの組成情報についても、表示を義務化するのではなく、表示推奨事項としてはどうか。

太陽光パネルの含有物質情報の提供（含有物質情報の内容）

第5回再エネ発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する
検討会（2023年8月9日）資料2を抜粋

④有価金属の含有量について

- 太陽光パネルに含有している有価金属の回収は、資源の乏しい日本において重要課題であるとともに、パネルリサイクルビジネスの促進にも大きく貢献するものと考えられる。現状、国内における有価金属の回収については、熱分解処理による回収や、非鉄金属製錬業者における回収の事例がある。
- 太陽光パネルに含有している有価金属のうち、特に価値の高い銀については、その含有量が減少傾向にあるとの意見がある一方、例えば、フランスの事業者では、銀、銅、シリコンの素材別での高純度の抽出に取り組み、こうした技術を日本企業の技術等と組み合わせることで効率的なリサイクル工程が作れるのではないかといった指摘もされている。
- 他方、太陽光パネルのリサイクルにかかるコストは、依然として廃棄処理費用に比べて高い状況にある。
- このため、有価金属についても、まずは高い資源回収率と低コストを両立する抽出・分離処理等の技術の開発を推進していくことが考えられる。
- これらを踏まえると、有価金属の含有量については、表示を義務化するのではなく、表示推奨事項としつつ、技術開発等の状況を引き続きフォローすることが適切ではないか。

太陽光パネルの含有物質情報の提供（再エネ特措法の新規認定申請時の対応）

第5回再エネ発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する
検討会（2023年8月9日）資料2を抜粋

- 将来におけるメーカー不在等により含有物質情報の入手が難しくなり、廃棄時に認定事業者等から処理事業者への廃棄物情報の提供ができなくなってしまうことを防ぎつつ、個別に調査をさせることによる過度の社会コストの発生や関係事業者の負担を抑制するため、再エネ特措法の新規認定申請時に含有物質情報の登録がある型式の太陽光パネルの使用を求めることとしてはどうか。
 - その上で、対象とする情報については、メーカー名、製造期間、鉛、カドミウム、ヒ素、セレンの4物質（基準値0.1wt%）の含有情報とするのが妥当ではないか。
- （※）再エネ特措法に基づく既認定の再エネ発電事業に係る太陽光パネルについては、含有物質情報のデータベース化により対応する（p.15以降参照）こととし、その際に対象とすべき情報は、上記の情報と同じとしてはどうか。

太陽光パネルの含有物質情報の提供（含有物質情報等のデータベース化）

第5回再生エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会（2023年8月9日）資料2を抜粋

- FIT/FIP制度では、製造事業者等は技術基準に適合するパネルの型式（メーカー名含む。）をJPEA代行申請センター（JP-AC）に登録し、発電事業者は公開された型式からパネルを選択して認定申請を行うこととなり、2023年4月現在、2万を超える型式の登録がある。
- まずはJP-ACの型式登録情報において、4物質（鉛、カドミウム、ヒ素、セレン）の含有情報や製造期間の情報を登録可能としてはどうか。また、メーカーが提出するデータの正確性を確認する必要があるとの意見を踏まえ、含有物質情報の登録をする際に原則として、例えば含有量試験の結果等、情報の信頼性を担保出来る資料の添付を求めるのはどうか。更に、有用金属の含有量やガラスの組成情報に関する添付資料の登録を推奨としてはどうか。
- また、データベース化に当たっては、まずは太陽光発電協会会員メーカーや商社・輸入事業者等に対してこれまで登録された型式について、広く含有物質情報の登録を促すこととしてはどうか。

型式登録情報

【現行】 ※一部の項目等を略記

メーカー	型式	出力(W)	セル実効変換効率	太陽電池の種類
A社	XX-X	XXX	X%	単結晶
A社	XX-Y	XXX	X%	多結晶
B社	YY-Y	YYY	Y%	化合物

【追加項目のイメージ】

鉛 (0.1wt%)	カドミウム (0.1wt%)	ヒ素 (0.1wt%)	セレン (0.1wt%)	その他含有量等 ※非公開	製造期間
未満	なし	なし	なし	銀、アンチモン (別添資料)	2011.2～ 2020.4
未満	なし	未満	なし	銀(別添資料)	2023.4～※
未満	未満	未満	未満		2021.3～ 2022.6

太陽光パネルの含有物質情報の提供（含有物質情報等のデータベース化）

第5回再エネ発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する
検討会（2023年8月9日）資料2を抜粋

- JP-ACの型式登録情報において含有物質情報に関するデータベースを作成した後※について、認定事業者が新規の認定申請する場合やパネルの変更申請をする場合には、含有物質情報の登録がある型式の太陽光パネルの使用を求める（すなわち、含有物質情報の登録がない型式は、新規及び変更に係る認定は認めない）こととしてはどうか。
※ データベースが作成されるまでの間は、データベース作成後の速やかな含有物質情報の登録を求める。
- 再エネ特措法に基づく既認定の再エネ発電事業に係る太陽光パネルについても、
 - データベースの作成により、多くは含有物質の登録が速やかにされるものと期待されるため、登録状況をフォローするとともに、
 - 含有物質の登録がされていない型式を使用している認定事業者に対しては、将来の廃棄時にメーカーが不在となるなど認定事業者等から処理事業者への廃棄物情報の提供ができなくなってしまうことを防ぐため、速やかにメーカーに対して問い合わせし、含有物質の登録を依頼することを推奨してはどうか。
- 併せて、認定事業者が、含有物質の登録がされていない型式のパネルを廃棄しようとする際には、
 - 含有物質を調査し処理業者に対して必要な情報提供を行うとともに、
 - 当該情報をデータベースに登録するために、資源エネルギー庁への情報提供も求める（情報提供がない場合には、廃棄等費用積立金の取戻しを認めない）こととしてはどうか。
- データベースの利活用としては、鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質や太陽光パネルの製造期間については、型式登録情報リスト上で公表するのはどうか。登録推奨情報（ガラスの組成情報や、有価金属の含有量）は、営業の秘密や盗難防止等に配慮して公表はせず、事業者等が太陽光パネルを排出する際に関係事業者への情報提供のために利活用することとしてはどうか。

太陽光パネルの含有物質情報の提供（検討会における議論・今後のスケジュール）

- 太陽光パネルの含有物質情報の提供に関して、第5回再エネ発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会（2023年8月9日）において、委員からあった主な指摘事項は以下のとおり。
- これを踏まえ、含有物質情報の提供に関して再エネ特措法の関係省令において講じる措置（※）については、**速やかに省令改正を行った上で、含有物質情報に関するデータベースの作成や事業者に対する周知等を進め、来年春に施行予定。**

（※）具体的には、主に下記の措置を指す。

- ①認定事業者が新規の認定申請する場合やパネルの変更申請をする場合に、含有物質情報の登録がある型式の太陽光パネルの使用を求めること。
- ②認定事業者が、含有物質の登録がされていない型式のパネルを廃棄しようとする際に、含有物質を調査し処理業者に対して必要な情報提供を行うとともに、当該情報をデータベースに登録するために、資源エネルギー庁への情報提供も求めること。

<検討会における議論の概要>

- ✓ データベースの構築、新規認定・変更の認定の際の情報提供の仕組み、既認定設備への対応などの**全体的な方向性については特に異論はない。**
- ✓ 今回の議論した制度は、**FIT・FIP制度を前提とした部分もある**ため、今後非FIT・FIPが増えていく中では、**FIT・FIP認定設備以外に対する対応について必要に応じて検討していくべき。**
- ✓ まずは廃棄に必要となる含有物質の表示を義務化するという点で現時点において異論はない。しかしながら、**今後、義務的リサイクル制度も視野に入れていくのであれば、表示すべき物質の範囲についての見直しも随時行っていくべき。**
- ✓ 表示推奨となっている情報について、自主的に情報を付加する仕組みとなっており評価したい。他方で、**表示が推奨される情報を提供することにはインセンティブが働かない**と思われるため、**情報の提供を促すような仕組みや仕掛けがあるとよりよい。**
- ✓ **社会全体のコストを下げていくためにも、情報の公開範囲、シェアの範囲等のデータベースの運用・実務の面は、しっかりと対応いただきたい。**
- ✓ 例えば災害時に廃棄しなければならなくなった場合、**保険を用いて廃棄を行い、積立金を用いないということも想定される。**このような状況においても**含有物質情報の提供を確実に受けられるよう、保険会社や関連会社に対して周知を行うなどするべき。**